

件名	愛媛県漁業取締船代船建造基金条例
主管課	水産課
根拠法令等	電源立地地域対策交付金交付規則
<p>【制定の概要】</p> <p>漁業取締船「うわかぜ」は平成9年3月の竣工以来、16年が経過し、老朽化と機能低下が著しく、安全航行及び漁業取締に支障をきたしている。</p> <p>については、新漁業取締船「うわかぜ」の建造に要する経費の財源に充てるため、電源立地地域対策交付金を効果的に活用し、漁業取締船代船建造基金を設置するために、この条例を制定する。</p> <p>【条例の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積立て額 一般会計歳入歳出予算で定める額 2 管理 基金に属する現金は、金融機関への預金等により保管 3 運用益金の処理 基金運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する 4 処分 目的を達成するための事業を要する経費に充てるため、処分ができる 	
施行日	平成26年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	